

介護職員等特定処遇改善計画について

ア) 処遇改善(賃金改善)実施期間  
令和2年7月から令和3年6月まで

イ) 算定する加算の区分

特別養護老人ホームはすがた園	}	特定処遇改善加算Ⅰ
特別養護老人ホームはすがた園(短期入所)		
デイサービスセンターはすがた園		
訪問介護センターはまなす		

聖籠町デイサービスセンター	特定処遇改善加算Ⅱ
---------------	-----------

ウ) 「経験・技能のある介護職員」の考え方

介護福祉士資格を有し、かつ経験年数が10年以上(他法人の介護事業所での経験年数を  
含む)の介護職員

エ) 賃金改善以外の取り組みについて

資質の向上	○働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
労働環境・ 処遇の改善	○ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	○健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
	○その他(年次有給休暇の計画付与導入、育児短時間勤務時間帯をシフト制とする)
その他	○非正規職員から正規職員への転換